

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、平成28年度予算が成立し、本業務に係る予算示達がなされることを条件とするものです。

平成28年2月19日

支出負担行為担当官
沖縄防衛局長 井上 一徳

1 業務内容等

- (1) 業務名 嘉手納飛行場における航空機の運用実態調査（目視調査）業務
- (2) 業務内容 嘉手納飛行場で離着陸等を行う航空機について、双眼鏡やカメラ等を使用した目視により離着陸等調査を行う。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成29年3月30日まで

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成25・26・27年度防衛省所管の競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類が「役務の提供等」でA、B又はCのいずれかの格付けを受け、九州・沖縄地域に競争参加資格を有する者であること。
- (3) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

3 入札手続等

- (1) 担当部局
〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9
沖縄防衛局総務部会計課会計係 電話 098-921-8181 (133)
- (2) 入札説明書等の交付期間等
平成28年2月19日（金）から平成28年3月7日（月）まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）、担当部局にて上記2(2)に掲げる競争参加資格の格付けを受けている者又は取得見込者に対し交付する。
- (3) 入札及び開札の日時等
平成28年3月8日（火） 午前10時30分 沖縄防衛局 2階 会議室

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (2) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (6) 詳細は入札説明書による。
- (7) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

入札説明書

- 1 公告日 平成28年2月19日
- 2 契約担当官等 支出負担行為担当官 沖縄防衛局長 井上 一徳
〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9
- 3 調達内容等
 - (1) 業務名 嘉手納飛行場における航空機の運用実態調査（目視調査）業務
 - (2) 業務内容 嘉手納飛行場で離着陸等を行う航空機について、双眼鏡やカメラ等を使用した目視により離着陸等調査を行う。
 - (3) 履行期間 契約締結日から平成29年3月30日まで
- 4 競争参加資格
 - (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 平成25・26・27年度防衛省所管の競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類が「役務の提供等」でA、B又はCのいずれかの格付けを受け、九州・沖縄地域に競争参加資格を有する者であること。
 - (3) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 5 競争資格の確認等
 - (1) 4(2)に掲げる資格を確認できる書類（資格審査結果通知書写し）を入札日の前日（行政機関の休日を除く。）までに提出すること。
当該書類は、持参又は郵送によるものとし、電送によるものは受け付けない。なお、郵送による場合は、提出期限までに必着のこととし、電話等による確認を行うこと。
 - (2) 競争資格に関する問い合わせ先
〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9
沖縄防衛局総務部会計課会計係 電話 098-921-8181 (133)
FAX 098-921-8166
- 6 入札説明書等に対する質問
 - (1) 入札説明書及び仕様書等に対して質問がある場合は、書面（様式は自由）により次に従い提出すること。
 - ・提出期限 平成28年2月19日(金)から平成28年3月4日(金)まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。
 - ・提出場所 5(2)に同じ
 - ・提出方法 書面は、郵送若しくは電送又は持参によるものとする。なお、郵送による場合は、提出期限までに必着のこととし、電送の場合は電話等による確認を行うこと。
 - (2) (1)の質問に対する回答は、書面にて行うとともに、次のとおり閲覧に供する。
 - ・期間 平成28年2月19日(金)から平成28年3月7日(月)まで
 - ・場所 5(2)に同じ
- 7 入札執行の日時及び場所等

- ・日 時 平成28年3月8日(火) 午前10時30分
- ・場 所 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9 沖縄防衛局 2階 会議室
- ・方 法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
入札参加者は、入札心得書様式2により入札書を作成し、入札者の氏名を表記した封筒に入れて封緘のうえ、提出しなければならない。
なお、入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

8 入札保証金及び契約保証金 免除。

9 開 札 開札は、7に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

10 入札の無効

(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札。

イ 本説明書及び入札心得書において示した条件等に違反した入札。

ウ 入札時点において4に掲げる資格のない者のした入札。

(2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

11 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

12 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

13 関連情報の窓口 5(2)に同じ。

14 適用する契約条項

(1) 別冊契約書(案)各条項

(2) 談合等の不正行為に関する特約条項

(3) 債権譲渡禁止特約の部分的解除のための特約条項

(4) 暴力団排除に関する特約条項

15 その他

(1) 入札・契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、入札心得書等を熟読するとともに遵守すること。

表紙共 3 1 枚

仕 様 書

業務の名称：嘉手納飛行場における航空機の運用実態調査（目視調査）業務

平成 2 8 年 3 月

沖縄防衛局

仕様書

1 業務の名称

嘉手納飛行場における航空機の運用実態調査（目視調査）業務

2 業務の目的

本業務は、嘉手納飛行場で離着陸等を行う航空機について、双眼鏡やカメラ等を使用した目視による離着陸等調査を行い、同飛行場における航空機の運用実態の把握に資することを目的とする。

3 適用の範囲

本仕様書は、沖縄防衛局が行う「嘉手納飛行場における航空機の運用実態調査（目視調査）業務」の契約について適用する。

4 履行場所

沖縄防衛局（沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 290 番地 9）ほか

5 履行期間

契約締結日から平成 29 年 3 月 30 日まで

6 目視調査の内容

(1) 調査方法

ア 嘉手納飛行場で離着陸等を行う航空機について、双眼鏡やカメラ等を使用して、当該航空機を確認する度に飛行態様（離陸、着陸、タッチ・アンド・ゴー、旋回及び通過）、機種及びテイルコード等を確認するとともに、飛行態様の写真撮影を行う。

また、併せて確認したテイルコード等を基に、嘉手納飛行場所属の航空機（以下「常駐機」という。）又は常駐機以外の航空機（以下「外来機」という。）のいずれであるかを判別する。なお、常駐機は別表 1 のとおりとする。

イ 嘉手納飛行場でエンジン調整や前記アに示す飛行態様以外の運用（ヘリのホバリングなど）を行う航空機について、当該航空機を確認する度に態様及び機種等を確認するとともに、写真撮影を行う。ただし、エンジン調整の写真撮影は不要とする。

(2) 調査期間及び時間帯

契約締結日から平成 29 年 3 月 30 日までの毎日、午前 6 時から午後 6 時までとする。

(3) 観測場所

観測場所は、沖縄防衛局庁舎（沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 290 番地 9）及び道の駅かでな（沖縄県中頭郡嘉手納町字屋良 1026 番地 3）等の 2 箇所とする。なお、観測場所は、監督官（契約書に規定する者をいう。以下同じ。）と協議の上変更することができる。

(4) 調査拠点

調査拠点は、原則として沖縄防衛局庁舎とする。当該拠点においては、双眼鏡やカメラのほか、撮影した写真生データ（2 週間分以上）を保管したパーソナルコンピュータ、カラープリンタ、USB メモリ及び調査表（当該月及び前月）の写しを置くこと。また、写真生データ及び調査表（写）は、各日とも午前 6 時から正午、正午から午後 6 時のそれぞれの時間帯の調査終了後、観測場所 2 箇所分を速やかに保管するものとし、常時確認できる状態にしておくこと。

(5) 調査項目

ア 前記6(1)アの調査記録として、調査表(別紙様式1)に次の各調査項目(6(3)に示す道の駅かでな等においては、①、②、③、④及び⑦のみ)を、離着陸等を確認する度に記入する。

- ① 飛行態様(離陸、着陸、タッチ・アンド・ゴー、旋回及び通過)
- ② 機種
- ③ 飛行時刻
- ④ 飛行方向
- ⑤ 使用滑走路
- ⑥ テイルコード等(常駐機、外来機の判別に必要不可欠な情報や機体番号などを含む。)
- ⑦ その他、航空機の運用実態の把握に必要となるもの

イ 前記6(1)イの調査記録として、前記アの調査表に次の各調査項目をエンジン調整や前記6(1)アに示す飛行態様以外の運用(ヘリのホバリングなど)を行う航空機を確認する度に記入する。

- ① 運用種別等(エンジン調整等)
- ② 確認時刻
- ③ 機種
- ④ 滑走路の場所等(別図に示す番号を記載する。)
- ⑤ 排気ガス臭の有無(エンジン調整の場合)
- ⑥ その他、航空機の運用実態の把握に必要となるもの

(6) 調査に使用する主な機材

調査に使用する主な機材は、次のとおりとする。

- ① 沖縄防衛局庁舎
 - ・ 双眼鏡
 - ・ デジタル一眼レフカメラ(レンズは、焦点距離300mmから800mmまでの範囲を変えることができるズームレンズを使用する。)
 - ・ パーソナルコンピュータ
 - ・ カラープリンタ
 - ・ その他、調査に必要となるもの
- ② 道の駅かでな等
 - ・ 双眼鏡
 - ・ デジタル一眼レフカメラ(レンズは、焦点距離100mmから400mmまでの範囲を変えることができるズームレンズを使用する。)
 - ・ その他、調査に必要となるもの

7 打合せ

(1) 打合せは次の時期に行う。

業務開始時及び業務完了時

(2) 打合せの内容については、その都度、受託者(本業務の実施に関し、委託者と委託契約を締結した者をいう。以下同じ。)が書面(打合せ・協議記録簿)に記録し、相互に確認する。

8 業務実施計画書の作成

(1) 受託者は、契約締結後速やかに業務実施計画書を作成し、監督官に提出する。

(2) 業務実施計画書には、次の事項について記載する。

- ① 業務概要
- ② 実施方針(調査方法を含む。)
- ③ 業務工程(成果品の提出時期のほか打合せ時期を含む。)
- ④ 業務組織計画(連絡体制及び調査員名簿を含む。)

- ⑤ 成果品の内容、部数
 - ⑥ 使用する主な図書及び参考資料（在日米軍等の公式ホームページ等）
 - ⑦ 使用する主な機材
 - ⑧ その他必要となるもの
- (3) 受託者は、業務実施計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度、監督官に変更業務計画書を提出する。
- (4) 監督官が指示した事項については、受託者がさらに詳細な業務実施計画に係る資料を提出する。

9 調査結果の提出

受託者は、本業務が終了したときは、別表2に示す成果品を提出する。

10 その他

- (1) 受託者は、本仕様書を熟読するとともに、あらかじめ嘉手納飛行場の運用状況の把握に努めること。
- (2) 受託者は、本業務の履行に当たっては、在日米軍等の公式ホームページに掲載されている航空機の運用に関する情報を収集するなど、調査の正確さには万全を期すこと。
- (3) 受託者は、観測場所において、他の利用者等に影響がないよう調査を実施すること。
- (4) 受託者は、監督官等から調査表や写真等の提出の指示を受けた場合には、当該監督官等の指示する時刻までに当該写真等を提出すること。また、写真生データの提出指示を受けた場合には、受託者が用意したUSBメモリ等によりデータを速やかに提出すること。
- なお、受託者は、当該指示を受けてから、沖縄防衛局庁舎においては15分以内、道の駅かでな等においては60分以内にそれぞれ提出できる態勢を整えること。
- (5) 受託者は、日本語以外で書かれた文献等（米軍公式ホームページ等を含む。）を基に提出書類を作成した場合、監督官の指示の有無にかかわらず、提出書類と併せて当該文献等と当該文献等の日本語訳を提出すること。
- (6) 受託者は、着陸した航空機に緊急車両等が集まるなど通常とは異なる事態を確認した場合は、当局環境対策室へ速やかに連絡すること。
- (7) 受託者は、本業務の履行に当たっては、受託者として当然要求されるところの注意義務をもって、円滑かつ適正な処理を行うこと。
- (8) 受託者は、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務実施上当然要求される事項については、受託者の負担において実施すること。
- (9) 受託者は、本仕様書に明記されていない事項であっても、嘉手納飛行場の航空機の運用実態の把握に必要な事項について、監督官の指示があった場合は、その指示に従うこと。
- (10) 受託者は、提出書類（成果品を含む。）について、あらかじめ監督官と協議するものとし、作成過程においては、その都度、監督官の確認を受けること。
- (11) 受託者は、委託契約の履行において再委託を行う場合には、あらかじめ再委託する相手方の住所・氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約予定金額について記載した書面を提出し、委託者の承諾を得ること。なお、再委託する相手方の業務及び再委託を行う業務の範囲を変更する場合も同様とする。
- (12) 受託者は、委託契約の履行において再委託の承諾を受けた場合には、再委託の相手方及び再委託の相手方が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、当該複数の段階の再委託の相手方の住所・氏名及び再委託を行う業種の範囲を記載した書面を委託者に提出すること。なお、当該書面の記載内容に変更が生じた場合も同様とする。

- (13) 受託者は、業務関係書類等の作成等を行うパソコンについては、情報の流出について万全を期すために、ファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用すること。また、定期的にウイルス検査を実施し、常に正常な状態を保つこと。なお、業務関係書類等とは、業務実施計画書のほか本業務で作成する書類の一切を含むものとする。
- (14) 受託者は、本業務の実施に当たり知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。本業務の完了後も、また、同様とする。
- (15) 受託者は、委託者から貸与された資料について、目的以外には使用せず、本業務完了後速やかに返却すること。
- (16) 受託者は、本業務の実施に際し、疑義が生じた場合は、監督官と協議の上、監督官の指示に従うこと。この場合、速やかに指示事項を書面にした上、監督官の承認を得ること。

以 上

嘉手納飛行場の常駐機について

嘉手納飛行場の常駐機と考えられる航空機は、次のとおり。

機種名	用途	軍種別
F-15	戦闘機	空軍
KC-135	空中給油機	空軍
E-3	早期警戒管制機	空軍
MC-130H	特殊戦機	空軍
MC-130P	特殊戦機	空軍
HH-60	救難ヘリコプター	空軍
RC-135	電子偵察機	空軍
P-3C	対潜哨戒機	海軍
UC-12	輸送連絡機	海軍
P-8A	海洋哨戒機	海軍
EP-3	電子偵察機	海軍
小型軽飛行機	軍用機以外の小型軽飛行機 (調査表に記載する機種名は「セスナ機」とする)	—

別表 2

1 各日の調査終了後に提出する書類

成果品	内 容	提出期限	提出部数
①調査結果速報	調査日当日の調査表（別紙様式1）を基に航空機の離着陸等状況を整理したもの	各日の調査終了後（午後8時までに提出できる状態にする。）	別紙様式2-1, 2-2, 2-3, 2-4 各1部

2 各月の調査終了後に提出する書類

成果品	内 容	提出期限	提出部数
②調査表	日ごとの調査記録（観測場所2箇所分） （原本または謄本（原本証明したもの））	調査月の翌月10日。 3月分については平成28年3月31日	別紙様式1 各1部
③総括表	成果品④を基に各区分、各機種ごとに離着陸等回数を集計したもの		別紙様式3, 4 各1部
④離着陸等状況表	成果品②の内容を整理したもの		別紙様式5-1, 5-2 各1部
⑤写真集	成果品④の内容に従い、撮影した写真をまとめたもの		別紙様式6 1部
⑥報告書（各月版）	成果品④を各区分、各機種ごと等に離着陸等回数の各月の集計結果 ・集計する内容 常駐機及び外来機別 飛行形態別 機種別 飛行方向別 使用滑走路別 時間帯別 曜日別 ・添付資料 当該月に確認された外来機の写真集（各機種1枚）		1部

⑦電子データ	<p>成果品③、④、⑤、⑥の電子データ及び当該PDF形式(ISO32000-1)の電子データ</p> <p>撮影した写真の全データ(JPG形式で600×400ピクセル程度)の電子データ(データは、撮影日ごとに整理し、撮影場所が識別できるようにする。)</p>	電子媒体(DVD等)一式
--------	---	--------------

3 3月の調査終了後に提出する書類

成果品	内 容	提出期限	提出部数
⑧報告書(年度版)	<p>成果品④を各区分、各機種ごと等に離着陸等回数の年度の集計結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集計する内容 <ul style="list-style-type: none"> 常駐機及び外来機別 飛行形態別 機種別 飛行方向別 使用滑走路別 時間帯別 曜日別 ・添付資料 <ul style="list-style-type: none"> 確認された外来機の写真集(各機種1枚) 	平成28年3月31日	1部
⑨電子データ	成果品⑧の電子データ及び当該PDF形式の電子データ		電子媒体(DVD等)一式

注：電子データは、Microsoft Office 2007 で読み書きできる形式で保存すること。

別紙様式

嘉手納飛行場航空機離着陸等状況調査表（目視調査）

年（平成 年） 月 日（ ）

時間帯 時台 天気（ ）記録（ ）写真（ ）

風 向

時刻	常駐・外来・ 目視不可・機種不明	機 種	飛行態様	飛行方向	使用 滑走路	テイルコード等	その他
1	常・外・目・機		離・着・TG・通・旋	屋 — 砂	南・北		
2	常・外・目・機		離・着・TG・通・旋	屋 — 砂	南・北		
3	常・外・目・機		離・着・TG・通・旋	屋 — 砂	南・北		
4	常・外・目・機		離・着・TG・通・旋	屋 — 砂	南・北		
5	常・外・目・機		離・着・TG・通・旋	屋 — 砂	南・北		
6	常・外・目・機		離・着・TG・通・旋	屋 — 砂	南・北		
7	常・外・目・機		離・着・TG・通・旋	屋 — 砂	南・北		
8	常・外・目・機		離・着・TG・通・旋	屋 — 砂	南・北		
9	常・外・目・機		離・着・TG・通・旋	屋 — 砂	南・北		
10	常・外・目・機		離・着・TG・通・旋	屋 — 砂	南・北		
11	常・外・目・機		離・着・TG・通・旋	屋 — 砂	南・北		
12	常・外・目・機		離・着・TG・通・旋	屋 — 砂	南・北		
13	常・外・目・機		離・着・TG・通・旋	屋 — 砂	南・北		
14	常・外・目・機		離・着・TG・通・旋	屋 — 砂	南・北		
15	常・外・目・機		離・着・TG・通・旋	屋 — 砂	南・北		
16	常・外・目・機		離・着・TG・通・旋	屋 — 砂	南・北		
17	常・外・目・機		離・着・TG・通・旋	屋 — 砂	南・北		
18	常・外・目・機		離・着・TG・通・旋	屋 — 砂	南・北		
19	常・外・目・機		離・着・TG・通・旋	屋 — 砂	南・北		
20	常・外・目・機		離・着・TG・通・旋	屋 — 砂	南・北		
21	常・外・目・機		離・着・TG・通・旋	屋 — 砂	南・北		
22	常・外・目・機		離・着・TG・通・旋	屋 — 砂	南・北		
23	常・外・目・機		離・着・TG・通・旋	屋 — 砂	南・北		
24	常・外・目・機		離・着・TG・通・旋	屋 — 砂	南・北		
25	常・外・目・機		離・着・TG・通・旋	屋 — 砂	南・北		

注：1 嘉手納飛行場で離着陸等を行う航空機を確認する度に、当該確認時刻、機種等を記入する。なお、調査表は1時間帯ごとに分けること。

2 機種が不明の場合（「機種不明」という。）は、機種欄に「不明」と記入する。また、テイルコード等が確認できない場合（「目視不可」という。）は、テイルコード等欄に「不可」と記入する。

3 「TG（タッチ・アンド・ゴー）」とは、着陸と同様な態勢で滑走路に進入し、車輪を滑走路に接触させた後、直ちに離陸する場合を示す。

4 「通過」とは、飛行場上空を進路を変えることなく飛行する場合を示し、「旋回」とは、飛行場上空を進路を変えながら飛行する場合を示す。

5 飛行方向は、飛行場の北東側（県道74号線方面）から南西側（国道58号線方面）への飛行を確認した場合は、「屋→砂」、その逆は「砂→屋」とする。

6 使用滑走路は、二本の滑走路間の中間付近から北側での飛行を確認した場合は「北」、南側での飛行を確認した場合は「南」とする。

7 航空機のエンジン調整を感知した場合には、時刻欄に感知開始時刻、その他欄に「エンジン始（ ）」と記載し、（ ）内にはエンジン調整場所（駐機場番号）及び航空機排気ガス臭を感知した場合には「有」、感知しなかった場合には「無」をそれぞれ記入する。

8 集計等のために必要な情報及び記号等を記載することは妨げない。

嘉手納飛行場航空機目視調査結果(速報)

1 調査日時:平成 年 月 日() 午前 時~午後 時

2 離着陸等回数(一日の集計)

種別		離陸	着陸	TG	通過	旋回	計
常駐機	戦闘機						
	戦闘機以外						
外来機	戦闘機						
	戦闘機以外						
小計	戦闘機						
	戦闘機以外						
判別困難	目視不可						
	戦闘機						
	戦闘機以外						
	機種不明						
	小計						
合計							

3 添付書類

- ① 機種別離着陸等回数集計表
- ② 戦闘機離着陸状況表
- ③ RC-135等に係る航空機離着陸状況表

- 注: 1 「目視不可」とは、常駐機と同型の機種において、テイルコード等が確認できない場合を示す。
 2 「機種不明」とは、機種が確認できない場合を示す。
 3 「判別不能」とは、機種またはテイルコード等が確認できず、常駐機と外来機の判別が不可能な場合を示す。
 4 「TG(タッチ・アンド・ゴー)」とは、着陸と同様な態勢で滑走路に進入し、車輪を滑走路に接触させた後直ちに離陸する場合を示す。
 5 「通過」とは、飛行場上空を進路を変えずに飛行する場合を示す。
 6 「旋回」とは、飛行場上空を進路を変えながら飛行する場合を示す。

機種別離着陸等回数集計表（速報）

平成 年 月 日（ ）

（常駐機）

No.	機種名	離陸	着陸	TG	通過	旋回	合計
常駐機計（回数）							

（外来機）

No.	機種名	離陸	着陸	TG	通過	旋回	合計
外来機計（回数）							

（目視不可）

No.	機種名	離陸	着陸	TG	通過	旋回	合計
目視不可計（回数）							

（機種不明）

機種不明計（回数）	離陸	着陸	TG	通過	旋回	合計

（合計）

合計（回数）	離陸	着陸	TG	通過	旋回	合計

RC-135等に係る航空機離着陸状況表(速報)

年(平成 年) 月 日()

駐機状況(午前6時現在) 駐機有り(機) ・ 駐機無し

機 種				
テイルコード 機体番号				

離着陸状況

時刻	テイルコード 機体番号	離着陸状況	方向	備考
:		離 ・ 着	屋良 - 砂辺	
:		離 ・ 着	屋良 - 砂辺	
:		離 ・ 着	屋良 - 砂辺	
:		離 ・ 着	屋良 - 砂辺	
:		離 ・ 着	屋良 - 砂辺	
:		離 ・ 着	屋良 - 砂辺	
:		離 ・ 着	屋良 - 砂辺	
:		離 ・ 着	屋良 - 砂辺	
:		離 ・ 着	屋良 - 砂辺	
:		離 ・ 着	屋良 - 砂辺	
:		離 ・ 着	屋良 - 砂辺	
:		離 ・ 着	屋良 - 砂辺	
:		離 ・ 着	屋良 - 砂辺	
:		離 ・ 着	屋良 - 砂辺	
:		離 ・ 着	屋良 - 砂辺	
:		離 ・ 着	屋良 - 砂辺	

駐機状況(午後6時現在) 駐機有り(機) ・ 駐機無し

機 種				
テイルコード 機体番号				

※対象機種:RC-135(コブラ・ボール), WC-135(コンスタント・フェニックス), VC-10

嘉手納飛行場航空機目視調査写真集

____年(平成 ____年) ____月 ____日

写真貼付	時 間	
	機種名	
	テイルコード	
	所 属	
	常駐/外来	
	行 動	

写真貼付	時 間	
	機種名	
	テイルコード	
	所 属	
	常駐/外来	
	行 動	

写真貼付	時 間	
	機種名	
	テイルコード	
	所 属	
	常駐/外来	
	行 動	

- 注： 1 写真は、日付順及び時刻順に貼付する。
 2 各写真は、航空機の機種が判別可能な写真とする。
 3 各写真の4隅のいずれかに撮影日時を表示する。

別紙様式の記載例

- 注: 1 様式1及び様式2は、手書きでの作成となる。
2 表記する時刻は、24時間表記とする。
3 本記載例は一例であり、提出書類全体の統一がとれていればよいものとする。

嘉手納飛行場航空機離着陸等状況調査表（目視調査）

2015年（平成27年）4月XX日（火）

時間帯 8 時台

天気（はれ）記録（(氏名)）写真（(氏名)）

風向
北東

時刻	常駐・外来・ 目視不可・機種不明	機種	飛行態様	飛行方向	使用 滑走路	テイルコード等	その他
1 02	常・外・目・機	P-3C	離・着・TG・通・旋	屋 ← 砂	南・北	LN 012	0123
2 03	常・外・目・機	F-15	離・着・TG・通・旋	屋 ← 砂	南・北	ZZ 123 青	0126
3 06	常・外・目・機	F-15	離・着・TG・通・旋	屋 ↑ 砂	南・北	ZZ 青	0127
4 06	常・外・目・機	F-15	離・着・TG・通・旋	屋 ↑ 砂	南・北	不可	0131
5 10	常・外・目・機	F-15	離・着・TG・通・旋	屋 ← 砂	南・北	ZZ 456 赤	0135
6 14	常・外・目・機	不明	離・着・TG・通・旋	屋 ← 砂	南・北	不可	0138
7 15	常・外・目・機	HH-60	離・着・TG・通・旋	屋 — 砂	南・北	不可	エンジン始(5機)
8 17	常・外・目・機	セスナ	離・着・TG・通・旋	屋 ← 砂	南・北	ZZ N1234	0140
9 20	常・外・目・機	HH-60	離・着・TG・通・旋	屋 → 砂	南・北	ZZ 54321	0142
10 23	常・外・目・機	FA-18	離・着・TG・通・旋	屋 → 砂	南・北	DT 00	0146
11 24	常・外・目・機	FA-18	離・着・TG・通・旋	屋 → 砂	南・北	DT 01	0151
12 38	常・外・目・機	AV-8	離・着・TG・通・旋	屋 → 砂	南・北	WF 06	垂直 0153
13 39	常・外・目・機	AV-8	離・着・TG・通・旋	屋 → 砂	南・北	WF 07	垂直 0156
14 40	常・外・目・機	F-15	離・着・TG・通・旋	屋 → 砂	南・北	ZZ 007 青	同 0158 時 0160
15 40	常・外・目・機	F-15	離・着・TG・通・旋	屋 → 砂	南・北	ZZ 033 青	
16 41	常・外・目・機	P-3C	離・着・TG・通・旋	屋 → 砂	南・北	なし 002	0162
17 42	常・外・目・機	MC-130P	離・着・TG・通・旋	屋 → 砂	南・北	なし 12345	0164
18 43	常・外・目・機	F-15	離・着・TG・通・旋	屋 → 砂	南・北	ZZ 312 青	0167
19 44	常・外・目・機	セスナ	離・着・TG・通・旋	屋 → 砂	南・北	ZZ N1235	0168
20 45	常・外・目・機	セスナ	離・着・TG・通・旋	屋 → 砂	南・北	ZZ N1236	0170
21 46	常・外・目・機	RC-135	離・着・TG・通・旋	屋 — 砂	南・北	OF 112 黒	エンジン始(3機)
22 51	常・外・目・機	RC-135	離・着・TG・通・旋	屋 → 砂	南・北	OF 112 黒	0173
23 55	常・外・目・機	旅客機	離・着・TG・通・旋	屋 ← 砂	南・北	N31245	0176
24 58	常・外・目・機	KC-135	離・着・TG・通・旋	屋 ← 砂	南・北	ZZ 223	0178
25 59	常・外・目・機	MC-130P	離・着・TG・通・旋	屋 ← 砂	南・北	なし 12346	0180

注：1 嘉手納飛行場で離着陸等を行う航空機を確認する度に、当該確認時刻、機種等を記入する。なお、調査表は1時間帯ごとに分けること。

2 機種が不明の場合（「機種不明」という。）は、機種欄に「不明」と記入する。また、テイルコード等が確認できない場合（「目視不可」という。）は、テイルコード等欄に「不可」と記入する。

3 「TG（タッチ・アンド・ゴー）」とは、着陸と同様な態勢で滑走路に進入し、車輪を滑走路に接触させた後、直ちに離陸する場合を示す。

4 「通過」とは、飛行場上空を進路を変えることなく飛行する場合を示し、「旋回」とは、飛行場上空を進路を変えながら飛行する場合を示す。

5 飛行方向は、飛行場の北東側（県道74号線方面）から南西側（国道58号線方面）への飛行を確認した場合は、「屋→砂」、その逆は「屋←砂」とする。

6 使用滑走路は、二本の滑走路間の中間付近から北側での飛行を確認した場合は「北」、南側での飛行を確認した場合は「南」とする。

7 航空機のエンジン調整を感知した場合には、時刻欄に感知開始時刻、その他欄に「エンジン始（）」と記載し、（）内にはエンジン調整場所（駐機場番号）及び航空機排気ガス臭を感知した場合には「有」、感知しなかった場合には「無」をそれぞれ記入する。

8 集計等のために必要な情報及び記号等を記載することは妨げない。

嘉手納飛行場航空機目視調査結果(速報)

1 調査日時:平成 27 年 4 月 XX 日(火) 午前 6 時~午後 6 時

2 離着陸等回数(一日の集計)

種別		離陸	着陸	TG	通過	旋回	計
常駐機		32	31	20	10	14	107
	戦闘機	10	10		3	11	34
	戦闘機以外	22	21	20	7	3	73
外来機		8	7		4	3	22
	戦闘機	5	5			3	13
	戦闘機以外	3	2		4		9
小計		40	38	20	14	17	129
	戦闘機	15	15		3	14	47
	戦闘機以外	25	23	20	11	3	82
判別困難	目視不可					2	2
	戦闘機					2	2
	戦闘機以外						
	機種不明					1	1
	小計					3	3
合計		40	38	20	14	20	132

3 添付書類

- ① 機種別離着陸等回数集計表 ← 添付しない場合は、二本線で抹消
- ② 戦闘機離着陸状況表 ←
- ③ RC-135等に係る航空機離着陸状況表 ←

- 注: 1 「目視不可」とは、常駐機と同型の機種において、テイルコード等が確認できない場合を示す。
 2 「機種不明」とは、機種が確認できない場合を示す。
 3 「判別不能」とは、機種またはテイルコード等が確認できず、常駐機と外来機の判別が不可能な場合を示す。
 4 「TG(タッチ・アンド・ゴー)」とは、着陸と同様な態勢で滑走路に進入し、車輪を滑走路に接触させた後直ちに離陸する場合を示す。
 5 「通過」とは、飛行場上空を進路を変えことなく飛行する場合を示す。
 6 「旋回」とは、飛行場上空を進路を変えながら飛行する場合を示す。

機種別離着陸等回数集計表（速報）

平成 27 年 4 月 XX 日（火）

（常駐機）

No.	機種名	離陸	着陸	TG	通過	旋回	合計
1	F-15	10	10		3	11	34
2	KC-135	2	2	2			6
3	MC-130P	2	2			3	7
4	P-3C	10	9	10	7		36
5	HH-60	4	4				8
6	セスナ	4	4	8			16
常駐機計（回数）		32	31	20	10	14	107

（外来機）

No.	機種名	離陸	着陸	TG	通過	旋回	合計
1	FA-18	3	3			3	9
2	AV-8	2	2				4
3	KC-135	2	1		4		7
4	RC-135	1					1
5	AH-1		1				1
外来機計（回数）		8	7		4	3	22

（目視不可）

No.	機種名	離陸	着陸	TG	通過	旋回	合計
1	F-15					2	2
目視不可計（回数）						2	2

（機種不明）

機種不明計（回数）	離陸	着陸	TG	通過	旋回	合計
					1	1

（合計）

合計（回数）	離陸	着陸	TG	通過	旋回	合計
	40	38	20	14	20	132

RC-135等に係る航空機離着陸状況表(速報)

2015年(平成 27 年) 4 月 XX 日(火)

駐機状況(午前6時現在) 駐機有り(1 機) ・ 駐機無し

機 種	RC-135			
テイルコード 機体番号	OF 123			

離着陸状況

時刻	テイルコード 機体番号	離着陸状況	方向	備考
11:18	OF 123	離・着	屋良 → 砂辺	
15:39	OF 123	離・着	屋良 → 砂辺	
:		離・着	屋良 - 砂辺	
:		離・着	屋良 - 砂辺	
:		離・着	屋良 - 砂辺	
:		離・着	屋良 - 砂辺	
:		離・着	屋良 - 砂辺	
:		離・着	屋良 - 砂辺	
:		離・着	屋良 - 砂辺	
:		離・着	屋良 - 砂辺	
:		離・着	屋良 - 砂辺	
:		離・着	屋良 - 砂辺	
:		離・着	屋良 - 砂辺	
:		離・着	屋良 - 砂辺	
:		離・着	屋良 - 砂辺	

駐機状況(午後6時現在) 駐機有り(1 機) ・ 駐機無し

機 種	RC-135			
テイルコード 機体番号	OF 123			

※対象機種:RC-135(コブラ・ボール), WC-135(コンスタント・フェニックス), VC-10

別紙様式5-1

嘉手納飛行場航空機目視調査離着陸等状況表(平成27年4月)

No.	日付	時刻	曜日	祝日 (日本)	祝日 (米国)	常駐 ・外来	種別	機種	飛行 態様	飛行 方向	使用 滑走路	テイルコード	機体番号	フィンバンド等	所属基地	所属部隊	写真番号	その他
...																		
...																		
...																		
021	2015年4月XX日	8:02	火			常駐	対潜哨戒機	P-3C	離陸	屋一砂北	LN	012		〇〇海軍基地	第〇〇対潜哨戒飛行隊		0123	
022	2015年4月XX日	8:03	火			常駐	制空戦闘機	F-15	普降	屋一砂北	ZZ	123	青	嘉手納基地	第18航空団第44戦闘飛行隊		0126	
023	2015年4月XX日	8:06	火			常駐	制空戦闘機	F-15	旋回	屋一砂北	ZZ		青	嘉手納基地	第18航空団第44戦闘飛行隊		0127	左回り
024	2015年4月XX日	8:06	火			目視不可	制空戦闘機	F-15	旋回	屋一砂南			青	不明	不明		0131	左回り
025	2015年4月XX日	8:10	火			常駐	制空戦闘機	F-15	離陸	屋一砂北	ZZ	456	赤	嘉手納基地	第18航空団第67戦闘飛行隊		0135	
026	2015年4月XX日	8:14	火			機種不明	不明	不明	通過	屋一砂南			青	不明	不明		0138	
027	2015年4月XX日	8:17	火			常駐	軽飛行機	セスナ機	TG	屋一砂南	ZZ	N1234		嘉手納基地	-		0140	
028	2015年4月XX日	8:20	火			常駐	救難ヘリコプター	HH-60	離陸	屋一砂南	ZZ	54321		嘉手納基地	第18航空団第33救難飛行隊		0142	
029	2015年4月XX日	8:23	火			外来	戦闘攻撃機	FA-18	普降	屋一砂北	DT	00		岩国基地	第242海兵戦闘攻撃飛行隊		0146	
030	2015年4月XX日	8:24	火			外来	戦闘攻撃機	FA-18	普降	屋一砂北	DT	01		岩国基地	第242海兵戦闘攻撃飛行隊		0151	
031	2015年4月XX日	8:38	火			外来	攻撃機	AV-8	普降	屋一砂南	WF	06		〇〇基地	第〇〇〇海兵攻撃飛行隊		0153	垂直
032	2015年4月XX日	8:39	火			外来	攻撃機	AV-8	普降	屋一砂南	WF	07		〇〇基地	第〇〇〇海兵攻撃飛行隊		0156	垂直
033	2015年4月XX日	8:40	火			常駐	制空戦闘機	F-15	離陸	屋一砂南	ZZ	007	青	嘉手納基地	第18航空団第44戦闘飛行隊		0158	同時
034	2015年4月XX日	8:40	火			常駐	制空戦闘機	F-15	離陸	屋一砂南	ZZ	033	青	嘉手納基地	第18航空団第44戦闘飛行隊		0160	同時
035	2015年4月XX日	8:41	火			常駐	対潜哨戒機	P-3C	離陸	屋一砂北	なし	002		不明	不明		0162	
036	2015年4月XX日	8:42	火			常駐	特殊戦機	MC-130P	離陸	屋一砂北	なし	12345		嘉手納基地	第353特殊戦機航空群第17特殊戦飛行隊		0164	
037	2015年4月XX日	8:43	火			常駐	制空戦闘機	F-15	離陸	屋一砂南	ZZ	312	青	嘉手納基地	第18航空団第44戦闘飛行隊		0167	
038	2015年4月XX日	8:44	火			常駐	軽飛行機	セスナ機	離陸	屋一砂南	ZZ	N1235		嘉手納基地	-		0168	
039	2015年4月XX日	8:45	火			常駐	軽飛行機	セスナ機	離陸	屋一砂南	ZZ	N1236		嘉手納基地	-		0170	
040	2015年4月XX日	8:51	火			外来	電子偵察機	RC-135	離陸	屋一砂北	OF	112	黒	〇〇空軍基地	第〇〇航空団第〇〇偵察飛行隊		0173	
041	2015年4月XX日	8:55	火			外来	旅客機	旅客機	普降	屋一砂南	-	N31245		-	-		0176	
042	2015年4月XX日	8:58	火			常駐	空中給油機	KC-135	普降	屋一砂北	ZZ	223		嘉手納基地	第18航空団第909空中給油飛行隊		0178	
043	2015年4月XX日	8:59	火			常駐	特殊戦機	MC-130P	離陸	屋一砂北	なし	12346		嘉手納基地	第353特殊戦機航空群第17特殊戦飛行隊		0180	
...																		
...																		
...																		

注:1 必要に応じて項目を追加することができる。
 2 種別は、航空機の主な用途ごとに分類すること。(例:(戦)闘機、(輸)送機等)
 3 祝日(日本)欄には、当該日付が日本の祝日である場合に、「〇」を記入する。
 4 祝日(米国)欄には、当該日付が米国の祝日である場合に、「〇」を記入する。この場合、米国の祝日はナショナルホリデーとする。

嘉手納飛行場航空機目視調査写真集

2015年(平成27年)4月XX日

写真貼付	時 間	8:02
	機種名	P-3C
	テイルコード	LN
	所 属	嘉手納基地
	常駐/外来	常駐
	行 動	離陸

写真貼付	時 間	8:03
	機種名	F-15
	テイルコード	ZZ
	所 属	嘉手納基地
	常駐/外来	常駐
	行 動	着陸

写真貼付	時 間	8:06
	機種名	F-15
	テイルコード	ZZ
	所 属	嘉手納基地
	常駐/外来	常駐
	行 動	旋回

- 注: 1 写真は、日付順及び時刻順に貼付する。
2 各写真は、航空機の機種が判別可能な写真とする。
3 各写真の4隅のいずれかに撮影日時を表示する。